

4. 広域化の促進について

(1) 広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について

広域的水道整備計画（以下、「計画」）及び水道整備基本構想（以下、「構想」）については、「水道法の一部改正に伴う広域的水道整備計画等の策定について」（昭和53年1月8日環水第2号水道整備課長通知）に基づき策定又は改定されてきたところであるが、この度、「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」（平成20年7月29日健水発第0729002号水道課長通知）により、計画又は構想を策定又は改定する際の留意事項を示したところである。

更に、本通知では、構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討といった地域水道ビジョンに記載すべき事項を追加するなど都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直すこととし、計画についても構想の視点を取り入れ検討することが望ましいこととした。

なお、本通知により見直された構想の作成要領については、同日付事務連絡にとりまとめたので、参考とされたい。

《留意事項に関する主な追記事項》

- ・ 計画について、当該地域の自然的・社会的条件の変化に合わせ適切に見直すべきものであり、5～10年を目途に見直し、修正を行うことを追記
- ・ 計画について、本通知3に示す構想に関する事項の視点も取り入れたうえで、計画内容を定めることを追記
- ・ 構想について、5～10年を目途に定期的に実施状況を確認するとともに、進捗に課題が生じた場合は、適宜見直しを行うことを追記
- ・ 構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討に関するなどを追記

平成20年12月現在、計画は、36道府県、71地域で策定され（資料4-1参照）、構想においては、44道府県48地域で策定されている（資料4-2参照）が、策定若しくは改定から10年以上経過しているもの、特に目標年度が過ぎてしまっているものが多数見受けられることから、本通知に基づき、まずは計画の点検を行い、見直しの必要性の有無を早急に確認願いたい。

計画改定が必要なケースとしては、次のようなものがある。

- ・ 計画期間の変更（すべての整備計画が終了している場合は除く）
- ・ 計画の対象とする市町村範囲の変更
- ・ 現行計画と比して大幅な水需給の増減
- ・ 根幹的水道施設の整備計画の変更等

また、計画は、各事業体が事業計画を策定する上での上位計画であり、水道事業の創設認可・変更認可や特定広域化施設整備費などの補助金申請では、計画との整合性が求められることから、特にこれらを行う場合であって、計画との整合がとれない場合は、早急な計画の見直しをお願いしたい。

構想においては、次回見直し時期などに併せて、都道府県版地域水道ビジョンと位置づけられる内容としていただくことをお願いする。

(2) 水道広域化検討の手引きについて

これまで広域的水道整備計画に基づき進められてきた、主に水道用水供給事業による一体的、広域的な水道施設整備は、経営基盤を強化しつつ、安定した水源の確保や水の広域的な融通に大きな役割を果たしてきた。しかし、昭和60年代以降は、市町村を超えた広域水道の数でみると大きな進展は見られない。

一方で、市町村合併による事業統合で実質的に事業規模が拡大した地域も見られる。このような情勢の変化等を踏まえ、財政的・技術的な基盤に課題がある水道事業体の運営基盤の強化を図るため、従来行ってきた施設の一体化による広域化に加え、経営の一体化、管理の一体化などを含めた「新たな水道広域化」を水道ビジョンの重要な施策として位置づけたところである。

この新たな水道広域化推進のため、様々な広域化の選択肢の中から、地域の実情に応じた最適な広域化形態を検討し、実行に移すための手順や材料を提供するための手引き作りを平成17年度より3カ年計画で行い、福島県、愛知県、大阪府、岡山県の4府県のモデル地域において、広域化についてケーススタディを実施した。これらケーススタディの結果や調査で得られた具体的な検討手法や各種知見を整理し、平成20年8月「水道広域化検討の手引き」作成、公表したところである。

本手引きでは、水道広域化の考え方や期待される効果を整理し（第I章）、次いで、水道広域化の検討を行う手順、検討における問題点や課題を把握する現状評価方法（業務指標を活用した方法等）、業務内容別検討事項（総務・経理・営業業務・給水装置・建設工務・維持管理・災害対策・再構築による更新合理化）を詳述している（第II章）。さらに、各業務における具体的な検討手順と計算例、結果評価及び留意事項を例示し（第III章）、水道広域化の導入実施手順やフォローアップについての考え方を記述している（第IV章）。

本手引きは、水道ビジョンに示された新たな概念の水道広域化について、その検討方法や進め方を示したものであり、都道府県の水道行政部局や水道事業者等が地域水道ビジョンなどの各種計画を策定する際に、広域化について検討するために利用する案内書としての活用をお願いする。

(3) 小規模水道の運営管理の強化について

ア. 小規模水道の運営管理に関する検討

近年、給水量の減少、地域格差の拡大（過疎化の進行）、施設の老朽化、技術職員の減少等、創設時に比べて自然的・社会的諸条件が大きく変化したことにより、運営基盤等が脆弱化している事業が簡易水道などの小規模水道を中心に多く見られている。平成の市町村合併に伴って、多くの事業体が既に統合され、若しくは近い将来統合する予定の事業体も多い一方、当面は現状の運営形態を継続するものの中長期的には明確な事業運営構想を持ち得ていない事業体も多く残されている。

こうした地域の水道が、今後も安全で安定した水道の供給を継続するためには、運

営基盤の強化を図ることが必要である。その場合、地理的、地形的等の条件から上水道との施設統合が困難な場合であっても経営の一体化や管理の一体化を検討する必要がある。

このため、平成18年度から平成19年度に「小規模水道の運営管理に関する検討会（座長 浜田 康敬（独）水資源機構理事（当時））」を実施し、小規模水道の運営管理を向上させるための施策、とりわけ管理体制の強化策について、モデル地域を選定し、実務的な調査検討を行い、報告書としてまとめた。

平成18年度は、市町村行政界を超えた広域的な運転管理、施設管理を実施するための共同管理体制や実施に向けての方策の検討を実施した。平成19年度は引き続き広域的な管理に伴う危機管理対策についての検討を実施した。小規模水道の運営管理強化の検討の際には、これらの報告書を活用されたい。

イ. 運営基盤強化のための水道事業規模にかかる検討

小規模水道については、市町村合併や平成19年度に見直された簡易水道補助制度等により市町村行政区域内の事業統合が進み、規模が拡大していくと考えられるが、一方で、給水人口が10万人程度の中規模水道についても、必ずしも適正な事業運営がなされているとはいえないものも見受けられる。そのため、平成19年度から中規模水道を対象とした、適正な運営基盤を確保するための事業規模についての調査を行っている。

平成19年度は基礎調査を行い、主に事業体へのアンケートを中心に適正な運営基盤と事業規模について検討を行った結果、危機管理対策や施設の更新、施設の維持管理等、現在中規模の事業体で課題となっている項目を解決するためには、一定の事業規模以上が必要であることが導かれた。

平成20年度の調査では、「運営基盤強化のための水道事業規模にかかる検討委員会（委員長 浜田 康敬（財）給水工事技術振興財団顧問）」を実施し、モデル地域において、事業の統合による効率化や集約化の効果を、水道事業ガイドラインに基づく業務指標（P.I.）等に着目して検討し、事業統合の検討に資する報告をとりまとめるとしている。